

令和4年6月21日改訂

いじめ防止基本方針

雲南市立海潮小学校

はじめに

いじめは、重大な人権侵害であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるものである。また、「いじめはどの学校、どの児童にも起こりうるもの」である。

そこで本校では、すべての児童が安全かつ安心して楽しく豊かな学校生活が送ることのできる、いじめのない学校づくりを、全職員と児童・家庭・地域がひとつになって推進していくために本基本方針を策定した。本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、次の通りである。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめ、校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめの早期解決に努める。
- いじめについて、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

I いじめに対する基本認識

1、いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童に寄り添い、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2、いじめについての理解

- ・いじめは、どの児童にも起こりうるもので、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものであること。
- ・大人の目に届かないところや、大人が気づきにくく判断しにくい形で起こりやすいということ。
- ・いじめは、加害児童と被害児童だけの問題ではなく、それをとりまく学級等の集団の問題であり、その集団の持つ構造上の問題や風土がいじめの進行を助長するケースが多いこと。
- ・個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うべきものであること。

II いじめ対策の基本方針

1, 組織の整備

- (1) いじめ防止対策委員会の設置 (別紙：いじめ対応マニュアル)
- (2) 「学校運営協議会」「海潮こ小中管理職会」「海潮の教育を語る会」の開催
 - ・海潮のこ小中の連携を図ると共に、12年間を見通した教育活動を行う。また、地域・保護者との情報の共有や連携方針の確認、本基本方針に関する取組状況の評価の場とする。

2, いじめの未然防止

(1)教職員の体制

- ・いじめを許さない、いじめられた児童を守るという強いメッセージを伝える。
- ・定期的な情報交換や困ったこと調査を行い、児童の様子について共通理解・共通認識を持つ。
- ・特に配慮が必要な児童に対しては、日常的に特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、
- ・積極的な声がけ、一緒に遊ぶなど児童と関わることで、児童との良好な人間関係づくりに努める。
- ・教職員の人権意識と指導力向上のための研修を計画的に実施する。

(2)授業づくり

- ・一人一人が自分の考えを持ち、話し合いによって課題を解決するような授業を通して、他者意識や自己有用感、集団での達成感を高めていく。
- ・ペア学習、グループ学習等の小集団学習を通して豊かな人間関係を築いていく。
- ・授業のユニバーサルデザイン化を推進する。

(3)心の教育の充実

- ・命やいじめについて考える授業を実施する。
- ・道徳教育や人権・同和教育、並びに特別支援教育の充実を図り、校内研修や人権週間での取組みを推進する。

(4)集団づくり・人間関係づくり

- ・アンケートQ U、構成的グループエンカウンターを学級集団づくりに活用する。
- ・縦割り班での活動を重視し、学級を越えた集団づくりを行う。
- ・「思いを伝えよう」(こ小中の連携)を合い言葉に、コミュニケーション力の向上を図る。

(5)保護者・地域との連携

- ・学校の方針や体制についてP T A総会や学校運営協議会等で周知する。
- ・生活科や総合的な学習の時間等における地域の人材を招聘し、交流を図る。

3, いじめの早期発見

(1)細やかな情報収集と確かな児童理解

- ・全児童を全職員で見守ることを原則とする。児童との会話や表情・行動の観察、日記、困ったこと調査等の中から情報を収集して共有することで細やかな児童理解に努める。
- ・特に配慮を要する児童に対しては、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に実施する。
- ・職員会、こ小連絡会、小中連絡会などを実施するほか、職員室での日常的な情報交換を大切にする。

(2)相談体制の充実

- ・定期的に児童へのアンケートや学期に1回教育相談週間を設定する。気になることがあれば、即日に児童と個別に話をする時間を設ける。
- ・困ったら自己一人で抱え込まないで担任等に訴えることを全校集会や放送で呼びかける。
- ・保護者に対しては、家庭訪問や個人懇談を実施するほか、連絡ノートや電話等で密に連絡を取り合うことで相談しやすい関係づくりを行う。
- ・相談窓口を毎年整備し、児童や保護者へ文書や掲示等で周知を図る。
- ・スクールカウンセラー（SC）の活用を進め、SCとの連携を図る。

4. いじめへの対応

(1)校内における対応 (別紙：いじめ対応マニュアル)

(2)重大事態への対応

①重大事態とは

次に示す場合は、いじめが行われた際の「重大事態」として受け止め、適切に対応する。

○いじめにより児童の命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

○いじめにより児童が「相当の期間」学校欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当な期間」とは、年間30日を目安とするが、児童が連續して欠席するような場合は、目安にかかわらず、適切に判断する。

②重大事態の報告

上記の重大事態が発生した場合は、速やかに雲南市教育委員会に報告するとともに、その対応について協議する。☆窓口→ 統括監 TEL 40-1072 (学校教育課)

③重大事態の調査と報告

重大事態の事実関係を明確にするため、以下のことを調査実施前に被害児童・保護者へ説明する。

- | | | | | | |
|------------|--------|----------|-------|-------|----------|
| ① 調査の目的・目標 | ②調査の主体 | ③調査時期・期間 | ④調査事項 | ⑤調査方法 | ⑥調査結果の提供 |
|------------|--------|----------|-------|-------|----------|

調査結果については、全校に周知するとともに、必要に応じて臨時保護者会等を開催し、すべての保護者に説明する。その際、他の児童のプライバシーの保護に配慮する。

III その他

- ・いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、PTAなど外部への周知を図る。
- ・インターネットや携帯電話でのいじめについても理解を深めるために教職員・児童・保護者への研修機会を設け、情報モラルを養う。
- ・いじめ防止に関わる取組とその達成目標を具体的に学校評価で評価し、改善を図る。

